

身代わり教唆「無罪」

無免許運転の「事実の証明ない」 相手に依頼

横浜地裁

交通事故の相手だった無免許運転者を立てるよう教唆し、
免許の少年に、身代わりの「たとして、犯人隠蔽教唆の罪に問われた中国人留学生
で、横浜市南区、大学院生

韓被告(26)の判決が11日、横浜地裁であった。大島隆明裁判官は「身代わりを依頼した事実の証明がない」とし、無罪(求刑・懲役10月)を言い渡した。

判決によると、韓被告は2006年9月19日、横浜市西区の市道交差点でバイクに乗っていて、一時停止を無視した少年(当時18歳)のバイクと衝突した。少年は無免許で、戸部署の事故処理の際、たまたま近くにいた男友達(同19歳)が運転していたことになった。友達が少年審判で身代わりを打ち明けた。戸部署は少年の供述に基づき今年1月、韓被告が無免許の相手だと保険がおりないと考え、「身代わりはいないのかと唆した」として逮捕した。大島裁判官は「事故の被害者が、見ず知らずの相手に身代わりを要求するとは考えがたい」と指摘した。

韓被告の弁護士は「少年のウソを見抜けない捜査は『ずさん』と話している。

中国人留学生事故 「身代わり」認めず 横浜地裁、無罪判決

交通事故の加害者の少年が無免許だったため、
保険金が下りないと思
込み、少年の知人に身代わりを頼んだとして、犯人隠蔽教唆罪に問われた中国人留学生の男性(26)に対し、横浜地裁(大島隆明裁判官)は十一日、「身代わりを依頼した事実の証明がない」として、無罪判決(求刑懲役10月)を言い渡した。

事故は昨年九月十九日夜、横浜市西区の路上で少年(当時18)のバイク

クが、アルバイトで中華料理を配達していた男性のバイクに衝突し、男性が胸などを打撲した。

判決理由で大島裁判官は「(被告が)見ず知らずの者にいきなり身代わりを要求するとは考えがたく、加害者が無免許であると保険金が出ないと信じていた証拠もない」などと、検察側立証の柱だった少年らの法廷証言について信用性が低いと結論付けた。